

# 水沢スポーツクラブ会員規約

## 第1条 (目的)

水沢スポーツクラブ（以下「本クラブ」）は、会員が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進、親睦を図ることを目的とする。

## 第2条 (会員制)

本クラブは会員制とし、利用範囲、条件、施設運営システムについては、会員区分によって別に定める。

## 第3条 (入会資格)

本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方で、健康であること。刺繍、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は入会資格なし。また入会後であってもこれらの事象が判明した場合は退会とする。

## 第4条 (入会手続き)

本クラブ所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用を納入する。必要により医師の診断を求めることあり。未成年が入会の場合は、保護者の同意が必要。

## 第5条 (禁止事項)

会員は次の行為をしてはならない。①施設敷地内での喫煙禁止。②暴力行為。③大声や奇声を発する行為や、会員や職員の行く手を塞ぐ行為などの威嚇行為又は迷惑行為を禁止する。④物を投げる、壊す、叩く等危険な行為を禁止。⑤器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し禁止。⑥正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で職員に迷惑を及ぼす行為を禁止。⑦痴漢・覗・露出・唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為を禁止。⑧刃物など危険物の館内への持ち込みを禁止。⑨館内における物品販売や営業行為、金銭の貸し借り、勧誘行為、政治活動、宗教活動、署名運動を禁止。⑩本クラブの秩序を乱す行為の禁止。⑪会員証を他人に貸与、使用させることを禁止。⑫会員または本クラブ及び職員に対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動やみだりに話しかけるなどの行為を禁止。⑬その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為を禁止する。

## 第6条 (入会金)

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払う。当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、返還はしない。

## 第7条 (資格停止及び除名)

本クラブは、会員が次の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることが出来る。①本クラブの定める会費を3か月以上滞納したとき。(除名の場合も除名前の会費は全て納入のこと)

②本クラブの施設を故意に破損させたとき。③入会書類に虚偽が判明したとき  
④会員として品位を損なうと認められた非行があったとき。⑤伝染病等他人に伝染・感染する恐れがある疾病に罹患したとき。⑥本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。⑦その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第8条 (会員資格喪失)

会員は、退会・除名・死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失効する。

## 第9条 (資格の譲渡禁止)

会員資格を他に譲渡できない。

## 第10条 (会員証)

会員証を貸与し、利用時は提示すること。退会時は返却すること。

## 第11条 (会費等の支払い)

本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払い期限及び支払い方法等は本クラブが定めるものとする。月会費は会員が会員資格を有する限り、利用しない場合も支払い義務が発生する。

## 第12条 (休会)

会員は各月の25日までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することが出来、1回の届出による休会期間は1か月間から6か月間までとする。なお、休会中は会員資格継続費1,000円を負担すること。ただし、avex キッズダンススクール及びECC ジュニアは定員制会員のため休会制度は適用にならない。

## 第13条 (変更届)

会員は各月の25日までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員区分を変更することができる。

## 第14条 (退会届)

会員は各月の25日までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができる。電話等口頭による退会は受付できない。

## 第15条 (振替練習)

スイミングスクール会員は一部コースを除き振替練習ができる。ただし、本来受講すべき日を含む前後2週間の間に所定の連絡をしなければならない。

## 第16条 (休業)

本クラブは、原則として別紙に表記する日を休館日とする。その日のほか、施設補修や施設都合により休業することがある。そのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示とホームページに掲載する。ただし、施設安全管理の面から緊急事態が発生した場合や天変地異のため営業不可能と判断した場合は、あらかじめ掲示することなく施設一部あるいは全館を休業することがある。

## 第17条 (施設の利用制限)

本クラブは、次の理由により本クラブの一部あるいは全部を閉鎖または臨時休業することができる。①台風その他異常気象、風水火災、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。②施設改造または補修工事実施の時。③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。④その他臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第18条 (利用及び事故)

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調し、施設を利用する。本クラブは、会員が利用中に生じた盗難、怪我、その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とする。会員は、本クラブに於いて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならない。

## 第19条 (変更事項)

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は、速やかに所定の書面で届け出るものとする。

## 第20条 (諸費用の改定)

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢、経済状況の変動等を参考にして改正することが出来る。この場合、本クラブは改定日の1か月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとする。

## 第21条 (個人情報保護)

本クラブは、本クラブが所有する会員の個人情報を、当社が定める個人情報保護方針に基づき管理する。

## 第22条 (細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとする。

## 第23条 (改定)

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとし、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1か月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとする。

## 第24条 (附則)

本規約は2019年7月1日より施行する